

発行 株式会社ラベルバンク  
 大阪市淀川区西中島 5-12-8  
 新大阪ローズビル 6F  
<https://www.label-bank.co.jp/>  
[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

# ラベルバンク新聞 第175号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”  
 Making food labeling accessible for everyone.



## 機能性表示食品に係る届出資料の再検証に関する通知が発表されました

2023年7月3日、消費者庁は機能性表示食品に関する関係団体に対し、すでに届出・公表をされている科学的根拠の再検証を随時行うよう文書で要請をしました（「[機能性表示食品に係る届出資料の再検証等について（依頼）](#)」）。また重要なお知らせとして、7月7日に「[機能性表示食品に対する景品表示法に基づく措置命令を踏まえた食品表示法における対応について](#)」を同庁WEBサイト上に公表しました。

### <通知の概要>

2023年6月30日、機能性表示食品として消費者庁に届出・公表された食品について、その機能性に係る科学的根拠に関する資料も含め、その表示に対応する合理的な根拠として認められないと判断がなされ、[景品表示法に基づく措置命令が公表されました](#)。この事案を踏まえ、関係団体に以下の周知を依頼しています。

1. 届出した食品の安全性や機能性に関する科学的根拠を改めて再検証すること。
2. 届出資料の作成・提出においては、最新の「[機能性表示食品の届出等に関するガイドライン](#)」及び「[機能性表示食品に関する質疑応答集](#)」並びに「[機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後の規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針](#)」等に基づき、適切に行うこと。

### <背景>

通知で触れられた措置命令によると、「機能性に関する表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を求めたところ、提出された資料はいずれも表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであった」とされています。対象とされた「機能性に関する表示」には届出されたものも含まれることから、科学的根拠の内容を不十分としたものであり、2015年の制度開始以来で初めてのケースといえます。そして今後は、消費者庁に届出された機能性表示食品であっても、その科学的根拠が適切なものであるかを再検証する必要がある、という経緯になっています。

また同日に、措置命令の対象となった商品と同一成分であって科学的根拠が同一であるという他の商品 88 件（DHA・EPA、モノグルコシルヘスペリジン、オリーブ由来ヒドロキシチロソール）に対し、科学的根拠に疑義がある点を指摘し、届出者に回答するよう求めました。その後7月27日に、15件の撤回の申し出があった旨と、撤回の申し出がなかった73件の商品の届出情報とその問い合わせ先等の一覧が同サイトに公表されています。

### <ガイドライン等の再確認を>

通知では、最新の「ガイドライン」「[質疑応答集](#)」に加え、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後の規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」に基づいて適切に検証することとされています。この指針では、機能性表示食品の科学的根拠に関する基本的な考え方として「機能性表示食品は、表示される機能性について国が審査を行った上で消費者庁長官が個別に評価をしたものではない。したがって、表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠くと認められる場合には、その表示は事後チェックにおいて問題となるおそれがある。」と説明したうえで、科学的根拠として適切とは考えられない例などを掲載しています。

なおガイドラインについては、7月24日より[一部改正案の意見募集](#)が始まっています。上記の届出関連資料に基づいて科学的根拠を再検証する際には、ガイドラインの一部改正案の内容（「[システムティックレビューのPRISMA声明（2020年）への準拠](#)」「[届出内容の責任の所在の明確化](#)」など）もあわせて確認されるとよいでしょう。

（川合）



## Label bank



**食品表示調査サービス**

配合表、製品規格書等をもとに、原材料名や栄養成分等の表示案との適合性を検証します。



この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



## ミニコラム

アレルギー表示の今後について  
(推奨表示品目にマカダミアナッツの追加などを検討)

消費者庁は2023年6月14日に第5回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議を開催しました。その会議資料において、今年3月におけるくまの義務表示化に続いて、今後「特定原材料に準ずるもの」へ「マカダミアナッツの追加」および「まつたけの削除」の方針を公表しています。

## 推奨表示品目増減の背景

2022年6月に公表された「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」(令和3年度(2021年度))と前回調査(平成30年度(2018年度))との比較により、マカダミアナッツが「特定原材料に準ずるもの」の候補とする要件の「直近2回の全国実態調査の結果において、即時型症例数で上位20品目に入っているもの」を満たしていることが確認されました。

また、2019年に推奨表示品目に追加されたアーモンドの症例数比率と同程度の増加が確認され、消費者庁では現在、マカダミアナッツを推奨表示品目に追加することを見据え、8月末までマカダミアナッツを使用した加工食品に関する実態調査を行っています。

## アレルギー表示「義務、推奨」の比較

3月におけるくまの移行と異なり、マカダミアナッツは推奨表示品目として追加の検討です。

アレルギー表示の義務、推奨の違いは、以下の通りまとめられています。

<「アレルギーを含む食品に関する表示のうち、特定原材料に準ずるもの対象の考え方について」より一部抜粋>

## (1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品については、「食品表示法」に基づく「食品表示基準」において「特定原材料」として規定され、(中略)当該特定原材料を含む旨を表示しなければならぬこととされており、(略)

罰則の適用を伴う表示義務を課す場合には、その表示の適正性を確保するため、当局として監視可能性を確保できていることが必要となることから、特定原材料の指定に当たっては、公定検査法が確立されていることを前提としている。(略)

## (2) 特定原材料に準ずるもの

(前略) 症例数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると症例数等が少ないものについては、「食品表示基準について」により「特定原材料に準ずるもの」と規定し、(中略) 含む旨を可能な限り表示するよう食品関連事業者等に推奨し



ている。(略)

食品関連事業者等の任意の取組を推奨する品目をできるだけ機動的に対象とする一方で、存置する必要性のない品目は削除するという追加・削除の考え方を整理し、食品関連事業者等及び消費者双方にとって予見性の高い仕組みにしていく必要がある。

## コーデックスの基準改正動向

また、第5回アドバイザー会議ではコーデックスにおけるアレルギー表示の検討状況として、食品表示部会における改正方針の「ナッツの個別表示化」、「予防的(可能性)アレルギー表示の閾値設定」などが議論されました。

現段階においては修正案ではありますが、輸出を検討されている方は参考にご一読頂ければと思います。

(オフィーリア)

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



## 新しい社員のご紹介

7月に入社しました谷本浩之と申します。前職では、食品関連法令の行政対応の職務、特に食品表示法、景品表示法、健康増進法、薬機法等の食品表示・健康表示関連の法令の社内教育、改正情報の周知や広告審査などに従事していました。今までの知識・経験を活かし、最大限皆様のお役に立てるように頑張ります。どうぞ宜しくお願い致します。

(谷本)

## 今月のお気に入り言葉

一球入魂

(四字熟語)

 Label bank

発行 株式会社ラベルバンク  
〒532-0011  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F

毎月1日発行  
WEBサイト：  
https://www.label-bank.co.jp/  
お問い合わせ：  
customer@label-bank.co.jp  
Tel. 03-6260-9540